

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)は、年に一度の「税を考える週間」です。

期間中は各種イベントも開催予定です。
この機会に税金の仕組みや役割を知り、税の知識を深めてみませんか？

区税ギャラリー

税の制度や仕組みのパネル展示、中学生の
「税についての作文」を掲示します。

11月11日(水)～17日(火)

区役所本庁舎と防災センターをつなぐ
3階連絡通路にて



個人住民税（特別区民税・都民税）の一部が変わります

令和3年度からの個人住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点についてお知らせします。

- 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し
- 給与所得控除の見直し
- 基礎控除の見直し
- 公的年金等控除の見直し
- 各種非課税措置、扶養等所得要件の変更など

詳細については品川区ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [よくある手続き](#) > [税金](#) > [税務課からのお知らせ](#) > [税制改正の概要](#) > [令和3年度の主な改正点](#)

11月2日は普通徴収 第3期の納期限です

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方で、納税が困難な方は「徴収猶予の特例制度」を利用することができます。対象となる方、申請手続き等については、区ホームページをご覧ください。下記担当にお問い合わせください。

個人の方・・・税務課納税相談担当 TEL 5742-6671～3

事業所の方・・・税務課特別整理担当 TEL 5742-6670



税務課業務のご案内

- 課税や税証明に関すること
- 納税に関すること
- 軽自動車税に関すること

お問い合わせ

TEL(3777)1111 (代表)

区役所にお電話がつながりましたら、
お問い合わせの業務内容をお話してください。
ご用件に応じて担当におつなぎします。

受付時間

月曜～金曜（祝日と年末年始は休み）
午前8時半から午後5時まで
火曜日は午後7時まで

日曜開庁

午前8時半から午後5時まで

※日曜開庁は取扱業務が限られております。
(証明書発行や相談を伴わないお支払を受付しております。)